

### 3 大田 勤 議員



- 1 資材高騰対策へ新たな臨時交付金活用で農・畜産業者の生活を守れ
- 2 プレミアム付商品券等の交付金活用は住民皆が公平に恩恵を受ける施策へ
- 3 国保運営方針策定要領に沿った国保税の保険料水準の統一は住民負担増に直結

#### 1 資材高騰対策へ新たな臨時交付金活用で農・畜産業者の生活を守れ

農林水産省では、世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇に加え、ロシアによるウクライナ侵略等の影響により、化学肥料原料の国際価格が大幅に上昇し、肥料価格が急騰している。

海外原料に依存している化学肥料の低減や堆肥等の国内資源の活用等の取組を行う農業者に対し、肥料コスト上昇分の一部を支援することを通じて、農業経営への影響を緩和するとともに、化学肥料の使用量の低減を進めるとして、対象となる肥料は、令和4年6月から令和5年5月に購入した肥料、本年の秋肥と来年の春肥として使用する肥料。支援の内容は、化学肥料低減の取組を行った上で前年度から増加した肥料費の7割を交付と通達が出されている。地方創生臨時交付金を肥料価格補てんに活用している地方公共団体一覧も公表されている。

北海道では87市町村が肥料価格補てんに活用され、小樽市では化学肥料購入支援金給付事業費。黒松内町は農業者肥料・飼料価格高騰対策支援事業。真狩村は真狩村化学肥料及び配合飼料価格高騰対策支援事業。仁木町は事業継承に向けた生産コスト削減の為の緊急支援事業等が交付金活用地方公共団体としている。

地方創生臨時交付金を肥料価格補てんに活用している地方公共団体には岩内町が掲載されていない。岩内町での取組は。

交付金を使った制度活用は行われたのか。

令和5年度肥料価格高騰対策事業のうち化学肥料低減定着対策事業に係る地域計画書の作成について、第5期公募が、令和5年11月13日、北海道農政事務所長や各地方農政局長等へ農産局長から通知されている。この事業内容は。

令和5年10月24日、5農産第1550号-4、農産局長通知では交付金所要額の上限を500万円とし、地域計画書の協議期限は令和5年11月14日までとしている。

令和5年11月13日、5農産第1550号-6、農産局長通知で令和5年10月24日付け、5農産第1550号-4に基づく第3期公募及び令和5年11月6日付け、5農産第1550号-5に基づく第4期公募において、地域協議会が地域計画書を提出しない場合、当該地域協議会が第5期公募において作成する

地域計画書の交付金所要額の合計は、1,500万円を上限とすることができるとしている。

地域計画書の協議期限、令和5年12月1日までに行うことになっているが、こうした取組は行われているのか。

交付金の額は1,500万円上限で交付を受けることができるのか。

地方創生臨時交付金を肥料価格補てんに活用している地方公共団体一覧に道内9市町村、後志管内では島牧村・肥料高騰対策支援事業。黒松内町・農業者におけるエネルギー等価格高騰重点支援事業、重点交付金分が掲載されているが、岩内町ではこうした交付金の活用で事業が取り組まれているのか。

農家の減少に歯止めがかからない。農林水産省によると、全国で2003年に220万5,000戸だったが、23年2月には、半分以上の92万9,400戸となった。高齢化も進み自営農業従事者の平均年齢は22年時点で68歳。65歳以上が84%を占める。

岩内町ホームページの産業別就業人口の国勢調査による農林業は、昭和60年の286人から平成22年には半分以上の129人に減少している。

直近の町の農林水産業人口は。このうち、農業人口は何名なのか。農業従事者の平均年齢は。

三菱総合研究所が農水省のデータなどから農家全体の戸数が2050年に17万7,000戸に。23年2月比で81%減少する計算。稲作農家の減少率も農家全体と同じと仮定すると、主食用米は25年以降生産量が需要を下回るようになり、ピークの40年には156万トンのコメが足りなくなるという。わずか17年先との報道です。

酪農業の平成23年町のデータは、乳牛155頭、肉牛17頭と平成21年から総頭数で54頭減少しています。直近の乳牛、肉牛の頭数は。

飼料価格高騰で経営がひっ迫している畜産農家への支援として、静岡県は飼料購入費の一部助成、三重県は畜産農家に向けた配合飼料と粗飼料の購入費を支援が資材高騰対策として新たな臨時交付金活用で取り組まれている。

町は、飼料価格高騰対策として、畜産農家の負担軽減のための飼料購入費の補助や、配合飼料価格安定制度の使用数量に応じた奨励金を交付する事業の活用など対策を立てているのか。町の取組は。

## 【答 弁】

### 町 長：

1 項めの、地方創生臨時交付金、令和4年度分全体を肥料価格補てんに活用している地方公共団体には、岩内町が掲載されていないが、岩内町での取組はについてと、2 項めの、交付金を使った制度活用は行われたのかについてと、6 項めの、地方創生臨時交付金を肥料価格補てんに活用している地方公共団体一覧、令和5年度第1回申請分が掲載されているが、岩内町ではこうした交付金の活用で事業が取り組まれているのか、については関連がありますので、併せてお答えします。

町内の農業者への肥料価格高騰に対する支援については、これまで、国において肥料価格高騰対策事業、北海道において化学肥料購入支援金給付事業など、購入費の一部を補てんする支援策が実施され、令和5年度においても、北海道において、肥料価格高騰緊急対策事業などの対策が講じられております。

本町においても、令和4年度に地方創生臨時交付金を活用し、燃料や資材の価格高騰への支援策として、農業者を含めた、燃料や資材価格高騰の影響を受けた事業者に対し、町内事業者物価高騰対策支援金を給付したところであります。

町といたしましては、今後も、臨時的な交付の用途を決定するにあたっては、より住民の現状やニーズの把握に努めながら、特定の事業種などに偏ることなく、幅広い支援での活用を努めて参ります。

3 項めの、令和5年11月13日付け農産局長から通知された、令和5年度肥料価格高騰対策事業のうち、化学肥料低減定着対策事業に係る地域計画書の作成について、第5期公募の事業内容はについてと、5 項めの、交付金の額は1,500万円上限で交付を受けることができるのかについては、関連がありますので併せてお答えします。

令和5年度肥料価格高騰対策事業のうち、化学肥料低減定着対策事業に係る地域計画書の作成についての事業内容については、地域において、化学肥料の2割低減に向けた取組の定着を図るため、地域協議会が取組内容などを明らかにした地域計画書を作成し、協議・採択後、取組の掛かり増し経費の2分の1を上限として、JAなどの対象肥料の販売を行う事業者に対し、交付されるものであります。

なお、第5期公募において、交付金所要額の合計が1,500万円を上限とされていることについては、一期分500万円として、第5期公募分と併せて、第3期及び第4期公募分を、一括して応募できることとしたためであります。

4 項めは、地域計画書の協議期限、令和5年12月1日までに行うことになっているが、こうした取組は行われているのか、についてであります。

本町における取組については、岩内町地域再生協議会及びJAきょうわにおいて協議した結果、事業主体となるJAきょうわにおいて、事業費予算の確保などの関係から、この度の取組については、実施しないと判断したところであります。

7 項めは、直近の町の農林水産業人口は。このうち、農業人口は何名なのか。農業従事者の平均年齢は、についてであります。

令和2年国勢調査の産業別就業者数における本町の農林漁業者数は180人であり、そのうち、農業者数は110人であります。

なお、農業従事者の平均年齢については、国勢調査において年齢は公表されていないことから、平均年齢については算出できません。

8 項めは、直近の乳牛、肉牛の頭数は、についてであります。

令和5年12月1日現在、町内で飼育されている乳牛は62頭、肉牛は5頭であります。

9項めは、町は、飼料価格高騰対策として、畜産農家の負担軽減のための飼料購入費の補助や、配合飼料価格安定制度の使用数量に応じた奨励金を交付する事業の活用など、対策を立てているのか、町の取組は、についてであります。

町内の畜産・酪農経営者への飼料価格高騰による支援策としましては、国において、飼料価格高騰緊急対策事業として、生産コスト削減等に取り組む生産者に対して補てんされる配合飼料価格高騰緊急特別対策や、購入粗飼料などのコスト上昇分の一部を補てんする国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策の支援が行われております。

町においては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、生活者への支援に取り組んでおり、畜産・酪農経営者への支援については、今後も国等の農業政策などを注視し、JAきょうわなどの関係機関と情報共有を図りながら、各種支援策の活用などを含め、畜産・酪農経営者の経営安定に向け、町としての役割を担って参ります。

## < 再 質 問 >

令和5年12月1日までに行うことになっていた取組は実施しないと判断したと答弁。農林水産省は、重点支援地方交付金追加での、農林水産業における物価高騰対策支援で事業者支援として配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減支援、農林水産物の生産・調製・加工・貯蔵施設や土地改良区、農業水利施設での電気料金高騰に対する支援、化学肥料からの転換に向けた地域内資源活用で堆肥や稲わらなどの利用拡大を支援し、輸入肥料の削減など15項目に渡って取組メニューを示している。

こうした取組を地元農業者等から要望がなかったのか。

きめの細かい支援内容が出されているが、こうした取組は農家の皆さんに提示されて実施しないと判断されたのか。

町における稲作農家、畜産農家等の減少は深刻です。肥料高騰に苦しむ農家を直接支援するメニューの取組を農業協同組合など取組実施者任せにするのではなく、稲作・畜産農家等への国の動向に注視し、町としても、速やかな情報収集で対策を講じる必要があるのではないのか。

**【答 弁】**  
**町 長：**

1 項めは、令和5年12月1日までに行うことになっていた取組は実施しないと判断したとの答弁だが、こうした取組は農家の皆さんに提示されて実施しないと判断したのかについてであります。

この取組については、JAなどの対象肥料の販売を行う事業者に対し交付されるものであり、実施主体となるJAきょうわより、事業予算の確保などの関係から、実施が困難であるとの回答を受け、岩内町地域再生協議会において、今回は実施しないと判断したところであります。

2 項めは、農林水産省が示している15項目の取組メニューについて、きめ細かい支援内容が出されているが、こうした取組を地元農業者等から要望が無かったのかについてであります。

町内農業者からは、日頃より町及びJAきょうわにおいて要望等を確認しており、国や北海道からの各種支援策については、岩内町地域再生協議会及びJA北海道中央会及びホクレンなどを通じてJAきょうわへの情報提供があり、その後、町内農業者へ支援策を周知しているところであります。

3 項めは、肥料高騰に苦しむ農家を直接支援するメニューの取組を、農業協同組合など取組実施者任せにするのではなく、稲作・畜産農家等への国の動向に注視し、町としても速やかな情報収集で対策を講じる必要があるのかについてであります。

町内の農・畜産農家への支援につきましては、引き続き、今後も国等の農業政策などを注視し、JAきょうわなどの関係機関と情報共有を図りながら、各種支援策の活用などを含め、町としての役割を担って参ります。

## 2 プレミアム付商品券等の交付金活用は住民皆が公平に恩恵を受ける施策へ

令和4年度の町政執行方針・商工労働対策として、新型コロナウイルス感染症により大きく影響を受けた地域経済につきましては、引き続き国や北海道が行う経済対策の動向を注視し、必要な対策を速やかに講じられるよう努めていくとともに、本年度はプレミアム付商品券の発行事業を実施すると説明。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業としてプレミアム付商品券発行事業、予算額3億3,304万2,000円を計上し、決算額2億366万6,000円。不用額1億2,937万6,000円と決算報告をした。

地域経済の回復に向けた消費喚起策として、岩宇4か町村の18歳以上の方を対象に、1冊1万円でプレミアム率30%の商品券を販売した。

総販売冊数、岩宇4町村ごとの販売冊数。販売額と換金額、換金率は。

販売場所と時間では、令和4年8月11日、岩内地方文化センター。9時から5時までの当日の販売実績は。

令和4年8月12日から8月19日、岩内商工会議所、平日9時から19時まで。この期間での日別の販売実績は。

購入は先着順ではないとした取組理由は。

世帯代表者が同世帯員分の商品券を購入することができる。その場合、購入対象者の引換券をご持参としていたが、4か町村の家族の確認はどのようにしていたのか。

不用額1億2,937万6,000円ですが、当初予定冊数は。

参加店舗数と参加条件、参加店舗への規制はあったのか。事務費の額の内訳は。

令和5年度、プレミアム付商品券発行事業総額1億7,382万1,000円。内訳はプレミアム付商品券事業負担金1億6,800万円。印刷製本費383万4,000円。その他経費198万7,000円を計上。

物価高騰やエネルギー価格高騰により大きな影響を受けている地域経済の活性化のためプレミアム付商品券事業を実施するとして1冊5,000円。1人6冊まで。

プレミアム率は岩内町史上最高の40%。6冊購入で12,000円もお得と商品券が売り出された。

総販売目標冊数の2万4,000冊分が商品券印刷冊数か。

販売日時10月14日、15日の2日間で9時から5時までとしたが、当日何時で商品券の販売を終了したのか。

前回時とは違い、販売対象者を18歳以上の岩内町民とした理由は。

購入方法では前回は、世帯代表者が同世帯員分の商品券を購入することができるから、今回は代理人の方による購入も可能とし、その場合、ご本人と合わせて代理の方の名前などもご記入下さいとした変更理由と、商品券を代理人が購入した総冊数は。

無くなり次第終了となります。14日に完売した場合、15日の販売は行いませんとしたが、当日多数の人が商品券購入に列を作り、販売時間は午前中の早い時間で終了となった。販売終了となった後続の人は後ほど交換すると聞いていましたが、商品券の余裕冊は作成してあったのか。あったとすればその冊数は。

体の不自由な方や入院中の方などは代理の方による購入も可能と弱者への配慮もなされましたが、この検証は行われたのか。

以前は、地区別に販売が行われ、前回は当日購入できない住民への配慮もあつ

たが、こうした運営から売り切れ終了へ切り替えた検証の内容は。

多くの自治体では事前申込による抽選販売。購入申込口数が、発行口数を上回った場合は、抽選等の対応がなされていますが、プレミアム率が高い商品券では不公平感があり、申し込み者全員に配ることとした大阪市などでの購入できる人とできない人での不公平感が岩内町でも出ていたのではないのか。プレミアム付商品券販売の総括と教訓は。

2019年、プレミアム付商品券事業は、消費税・地方消費税の10%への引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として、プレミアム付商品券の販売を行う市区町村に対し、その実施に必要な経費、事業費及び事務費を、国が全額補助する縛りのある事業でしたが、現在、内閣府地方創生推進室が示す新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、重点交付金の増額・強化については、物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担の軽減を図る低所得世帯支援事業に住民税非課税世帯1世帯あたり3万円を基礎として市町村に交付し、低所得世帯を対象とした電力・ガス、LPガスを含む、をはじめ、エネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための支援や、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組や、LPガス使用世帯への給付などの支援。その具体的内容は地域の事情に応じて決められるとあります。

町の事業、町内に住民登録がある全世帯に対して給付金を支給する岩内町電気料等高騰支援特別給付金の支給や一般家庭や事業者等に対する支援策として、水道料金の基本料金の免除などが全世帯に不公平なく受け入れられる取組です。

全国一高い電気料で商店街の街路灯、町内会の防犯灯を維持するのではなく、街路灯・防犯灯の維持を経済産業省通達、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援を、重点支援地方交付金活用で取り組むべきではありませんか。



**【答 弁】**  
**町 長：**

1項めは、令和4年度の総販売冊数、岩宇4か町村ごとの販売冊数、販売額と換金額、換金率はについてであります。

令和4年度に実施したプレミアム付商品券の総販売冊数は15,263冊で、岩宇4町村ごとの内訳は、岩内町が13,578冊、共和町は1,310冊、泊村は311冊、神恵内村は64冊となっております。

販売額は総額1億5,263万円で、プレミアム分を含めた発行額は1億9,841万9,000円、換金額は1億9,811万3,000円、換金率は99.85%となっております。

2項めは、当日の販売実績はについてであります。

当日の販売実績は9,435冊で、総販売冊数の61.82%となっております。

3項めは、8月12日から19日までの日別販売実績はについてであります。

8月12日は2,234冊、15日は1,030冊、16日は599冊、17日は595冊、18日は475冊、19日は810冊、20日以降で85冊となっております。

4項めは、購入は先着順ではないとした理由は、についてであります。

令和4年度に実施したプレミアム付商品券発行事業については、コロナ禍での実施であったため、事前申込みや引換券の発行など、販売時において行列などの密を回避するための配慮が必要であったことから、先着順ではなく、引き換え制としたものであります。

5項めは、世帯代表者が同世帯員分の引換券を持参して購入する際の4か町村の家族の確認はどうしていたのかについてであります。

町内での世帯代表者の家族の確認については、住民基本台帳との照合を行っており、町外については、同世帯員の身分証明書の提示や写しの添付で確認したところであります。

6項めは、当初予定冊数は、参加店舗数と参加条件、参加店舗への規制はあったのか、事務費の内訳についてであります。

令和4年度に実施したプレミアム付商品券発行事業での当初予定していた販売冊数については2万5,000冊で、参加店舗数は178軒、参加条件等については町内の事業者とし、感染症対策として新北海道スタイルを実践していることとしております。

また、事務費の内訳は、印刷製本費が328万9,000円、商品券販売に係る委託料で99万8,000円、会計年度任用職員報酬で68万2,000円、その他の経費で58万4,000円の計555万3,000円であります。

7項めは、令和5年度の総販売目標冊数の、2万4,000冊分が印刷冊数かについてであります。

令和5年度の総販売目標冊数は2万4,000冊であり、販売当初に同数を用意したところであります。

8項めは、当日何時で商品券の販売を終了したのかについてであります。

当日は、販売開始時間を5分早め、8時55分に販売を開始し、11時5分に行列の最後尾で締め切り、11時30分頃に販売を終了しております。

9項めは、前回とは違い、販売対象者を岩内町民とした理由はについてであります。

前は、他町村を含む広域による販売の場合に、北海道からプレミアム分の10%分が補助されるため、岩宇4か町村での販売としておりましたが、今回

については、そうした補助制度がないため、町内限定としたものであります。

10項めは、購入方法で代理の方の名前などの記入に変更した理由と、代理人が購入した総冊数についてはであります。

購入方法の変更については、前回販売した際に、単身世帯などで都合により自ら買いに行くことができない方などから、代理人による購入についての要望が多数寄せられたため、購入の簡素化に配慮し変更したものであります。

また、代理人が購入した総冊数は11,059冊となっております。

11項めは、販売終了となった後続の人は、後ほど交換するとしたが、余裕冊は作成していたのか。その冊数についてはであります。

商品券が確実に不足すると判断し、行列の最後尾で締め切った後、その方々のうち販売終了時に買えなかった配慮として、後日の販売でも購入したい方のみ申込みを受け付け、改めて追加発行したものであり、当初からの余剰分の用意はしていません。

12項めは、体の不自由な方などへの配慮もなされたが、この検証は行われたのかについてであります。

町といたしましては、高齢化が進んでいる現状を踏まえ、体の不自由な方などへの配慮をした結果として、一定数の代理人による購入があったものと捉えておりますが、個別に状況を聞き取ることは困難であり、検証するまでには至っておりません。

13項めは、前は当日購入できない住民への配慮もあったが、売り切れ終了へ切り替えた検証の内容は、についてであります。

前はコロナ禍で密を回避するために、事前申込みや一定期間の販売日を設けるなどの対応をして参りましたが、その後、購入手続きなどの簡素化を求める意見が多く寄せられたことなどを踏まえ、今回はそれ以前の形に戻し、先着順としたところであります。

14項めは、購入できる人とできない人での不公平感が出ていたのではないかと。プレミアム付商品券販売の総括と教訓はについてであります。

この度の販売にあたっては、前回販売時に商品券が多数売れ残った経緯やこれまで実施してきたプレミアム付商品券発行事業の結果も踏まえ、完売を目指し、販売時期やプレミアム率の上乗せ、購入しやすい額面、購入手続きの簡素化など創意工夫に努めましたが、急速な物価高騰や電気料金などのエネルギー高騰などの社会情勢も加わり、想定以上の購入希望者になったものと分析しているところであります。

町としては、これまでも各年度で実施した事業結果を基に、販売冊数、販売方法、販売対象者、販売時期、商品券の利用期間や販売額面、参加店の範囲などをその都度分析するとともに見直しながら取り組んできたところではあります。販売冊数の実績はその年度によりバラつきがあり、冊数の設定は非常に難しいものであると痛感しているところでもあります。

こうした中、事業目的である地域経済の活性化策としての役割や効果は大変大きいものであり、かつ、購入希望者に滞りなく行き渡ることも大切であると認識しておりますので、今回のプレミアム付商品券を購入できなかった方などから町へ寄せられた意見が多かった販売日時の設定、販売方法などに対する不公平感をなくすための方策や、販売に協力をいただいた関係団体等の意見をまとめ、今後実施するとした際は、購入希望者の不公平感を少しでも低減できる事業となるよう努めて参ります。

15項めは、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援を、重点支援地方交付金活用で取り組むべき

では、についてであります。

本年3月に国より示されました電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の推奨事業メニューの1つとされている中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援におきまして、街路灯の維持や中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組への支援などが推奨事業として例示されており、町では、本年6月に中小企業に対する電気料高騰支援策として、町内事業者電気料高騰対策支援金を予算措置し、水産加工業や製造業、小売業など45社などに対し事業者支援を行ってきたところであります。

一方、商店街や町内会の防犯街路灯の電気料高騰対策につきましては、消費電力が抑制されるLEDへの取替えが有効な手段と捉えていることから、防犯街路灯補助事業において優遇措置し、町内会等に対する設置費や電灯料の補助を行っていること、また、この補助事業の趣旨からも、特定財源に頼らない継続的かつ安定的な予算の確保による実施が最も効果的であり、望ましい支援の形であると考えていることから、現時点では、これらに対する交付金の充当は想定していないところであります。

しかしながら、今般の物価高騰により、全ての町民が大小様々な影響を受け、負担を強いられている状況にあることから、町では、広く行き渡るきめ細やかな支援が急務と考え、11月より、全世帯を対象とした電気料等高騰支援特別給付金の給付を行っているところであり、今後も、こうした臨時的な交付金の使途を決定するにあたっては、より住民生活の現状やニーズの把握に努めながら、特定の事業種や年代、世帯構成等に偏ることなく幅広い支援での活用を努めて参ります。

## < 再 質 問 >

販売終了時に買えなかった配慮として、後日の販売でも購入したい方のみ申込みを受け付け、改めて追加発行したと答弁。追加分は何冊分か。金額は。

こうした対応は、また不公平感が増すのではないのか。

代理人による購入の検証は行っていないとしたが、今回は代理人等の購入で、名前を借りて購入するなどの苦情もあったのではないのか。

物価高騰の負担が大きい低所得世帯への負担軽減をはかる低所得世帯支援事業で、負担軽減をするための支援を、全世帯が不公平感無く受け入れられる取組こそが求められているのではないのか。

町は世帯構成等に偏ることなく、幅広い支援での活用に取り組んでいただきたい。

**【答 弁】**  
**町 長：**

1 項めは、改めて追加発行した追加分は、何冊分で金額はと、こうした対応は不公平感が増すのではないかについてであります。

追加発行した冊数については、949冊で、販売金額は474万5,000円であります。

また、こうした対応は不公平感が増すのではないかについては、商品券が確実に不足すると判断し、行列の最後尾で締め切った経緯から、その方々への買えなかった対応として、町としては最低限の配慮が必要であると判断したものであります。

2 項めは、代理人等の購入で名前を借りて購入するなどの苦情もあったのではないかについてであります。

町に対して寄せられた様々な意見・要望等の中には、名前を借りて購入する等の意見もあったことから、今後実施するとした際には、この度の検証を十分する中で事業実施に努めて参ります。

3 項めは、物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担軽減をはかる低所得世帯支援事業で、負担軽減をするための支援を、全世帯が不公平感無く受け入れられる取組こそが求められているのではないかについてであります。

今般の物価高騰においては、全ての町民が大小様々な影響を受け、負担を強いられている状況にあることから、町では、これまでも、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した3万円給付などによる、低所得世帯に対しての支援のほか、現在は、広く行き渡るきめ細やかな支援策として、全世帯を対象とした電気料等高騰支援特別給付金の給付などを行っているところであります。

したがいまして、今後も、こうした臨時的な交付金の使途を決定するにあたっては、引き続き、より住民生活の現状やニーズの把握に努め、特定の事業種や年代、所得階層区分、世帯構成等に偏ることなく幅広い支援での活用を努めて参ります。

### 3 国保運営方針策定要領に沿った国保税の保険料水準の統一は住民負担増に直結

今でも高すぎる国保税を保険料水準の統一化の名の下で更に値上げする動きが強まっている。国保は、市町村ごとの運営から、都道府県と市町村による共同運営となり、市町村は保険税の率・額を決めて住民から徴収する役目や保険証発行の実務を担っているが、国保財政運営の責任主体は都道府県となり、都道府県は市町村の国保行政を指導する権限が与えられている。

町は国民健康保険税率改正にあたって、近隣町村の税率や後志平均、北海道平均を考慮しながら国保運営協議会に諮問し議会に上程しているが、国保税の改定にあたって町は、どのような指導を受けているのか。

指導する権限を持つ道は、国民健康保険事業費納付金の提示と合わせてあるべき保険料水準を示す標準保険料率を公表することになっているが、町に提示されている標準保険料率は。

町の国保会計では、保険税軽減相当額、地方交付税措置、事務費分などに応じて、町の一般会計から繰入をしている。標準保険料率は強制力のない参考値ではないのか。

標準保険料率は参考値であっても、法定外繰入額を除外して計算される。示された標準保険料率は町に対する繰入解消への圧力ではないのか。

国保運営方針策定要領、ガイドラインでは、国保運営期間を1期6年間とし、2024年から2029年に保険料の統一化、法定外繰入の完全解消を目指すという方針を立て、保険料水準の統一の達成目標や達成年度、達成に向けた取組などを定め、保険料水準の平準化に向けた取組を一段と加速させるプランの作成などを通知している。

達成年度、達成に向けた取組、平準化に向けたプランの作成など方針に沿って進んでいるのか。

同じ所得水準、世帯構成であれば都道府県どこに住んでいても同じ保険料であること。町村独自の保険税ではなく、将来的には完全統一を目指すとしているのか。

都道府県全体としての法定外繰入などの解消目標年度、取組内容を運営方針に記載とあるが、町もこれにあわせて繰入解消目標を立てているのか。

国保制度がスタートしたのは1961年、当時首相の諮問機関だった社会保障制度審議会は、零細業者、日雇い労働者、無職者など低所得の被保険者が多く保険料に事業者負担がない国保の運営には相当額の国庫負担を投入し、保険料を低く抑える必要がある、社会保障制度審議会1961年勧告、と総医療費かける45%の国庫負担を国が抑制した。

現在、岩内町における国保加入者の所得階層別区分と加入者数、現在の国庫負担率は。

加入者の中心が、農業、自営業者から無職、年金生活者、非正規労働者へと構成が大きく変化した。国保加入者の平均所得は。

後期高齢者医療制度の導入で75歳以上の低年金、低所得者が移行しても平均所得が下がっているのは加入者の貧困化を示すものではないのか。

町の保険給付費の減少は、貧困下による受診控えにつながっているのではないのか。

ガイドラインは地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言にすぎず、都道府県に従う義務はない。都道府県は国保運営方針策定まで市町村と協議し、

方針案策定後も市町村への意見聴取をしなければならない。市町村との合意がなければ保険料の統一への議論は進まないことになるのではありませんか。

町は、保険料水準の統一化が住民にどのような影響を与えるか調査し、住民に知らせる必要があるのではないのか。

全国に先駆けて国保税の統一化を進めた大阪府下の自治体の国保税が、全国最悪レベルの高負担で全国で最も高いワースト20自治体のうち8割の16自治体が大阪府下の市・町で占められている。これは大阪府の統一保険料が全国最高水準の高さで府下14自治体が統一保険料に合わせているからです。

ガイドラインが示す統一化は住民負担増に直結するというのではないのか。

ガイドラインの財政収支の改善に係る基本的な考え方では、法定外の一般会計繰入の内訳についてみると、①決算補填等を目的としたもののほか、②保健事業に係る費用についての繰入などの決算補填等目的以外のものがある。

国民健康保険特別会計において、解消又は削減すべき対象としての法定外の一般会計繰入とは、法定外の一般会計繰入のうち上記の①、決算補填等を目的としたものを指すものであり、各市町村の政策判断により積極的に行われている上記②、保健事業に係る費用についての繰入などの決算補填等目的以外のものについては、解消・削減すべき対象とは言えないものである。都道府県及び市町村において、財政収支の改善等について検討を行うに当たっては、まず、こうした解消・削減すべき対象としての赤字の範囲について認識の共有を図ることが重要である、と基本的な考えが示されている。

各市町村の政策判断により積極的に行われている法定外の一般会計繰入は解消・削減すべき対象ではない。町の認識は。

全国市長会・全国町村長会が厚労省の審査会に連名で意見書を提出し、法定外繰入に対して国が法律で制限を加えるのは、地方分権の趣旨に反すると異議を呈している。地方自治の本旨や自治体の条例制定権を定めた憲法の条文からしても、自治体の福祉措置を国が禁止することはできないとしています。

町の国保税滞納世帯数は。滞納金額は。短期保険証、資格証明書の発行数は。

ガイドラインに沿った保険税の改定は、今でも払えない保険税の滞納世帯の増加と税を払えぬことによる医療受診抑制へ直結し住民の健康を悪化させることになる。

全国知事会の国定率負担の引上げ。全国市長会の国庫負担割合の引上げ。子どもの均等割全面見直しなどを、全国町村会など地方団体は要求している。

コロナ危機や物価高騰で住民生活が悪化する中、保険料水準の統一化、完全統一を目指すのではなく、繰入の維持とともに低所得世帯、子育て世帯、障がい者・児のいる世帯、ひとり親世帯などへの減免等、住民の意思に基づいて行われる住民自治と国から独立した団体に委ねられている団体自治など、地方自治の本旨に基づく施策こそ必要ではないのか。

**【答 弁】**  
**町 長：**

1 項めは、国保税の改定にあたって町は、北海道からどのような指導を受けているのか、についてであります。

現在、北海道では北海道国民健康保険運営方針を改正し、全道どこに住んでも同じ所得・世帯構成であれば、同じ保険料となる保険料水準の統一による加入者負担の公平化を令和12年度を目途としております。

この運営方針の改定を進めて行く過程において、北海道・市町村・国保連合会の連携・協力が非常に重要であり、それぞれが適切な役割と責任のもと、北海道国民健康保険市町村連携会議を中心に関係者間の意見交換や、保険料算定方法の支援等について協議がなされているところであります。

2 項めは、町に提示されている標準保険料率についてであります。

令和5年度、北海道から示された標準保険料率は、所得割率12.79%、均等割額4万4,108円、平等割額4万2,777円となっております。

3 項めは、標準保険料率は強制力のない参考値ではないのか、法定外繰入額を除外して示された標準保険料率は町に対する繰入解消への圧力ではないのか、についてであります。

北海道から示された標準保険料率は、あくまでも道内統一の基準により算定した参考値であり、現時点においては各市町村がそれぞれの算定方法に基づき、税率を設定するものと認識しております。

また、標準保険料率は、あくまでも健全な国保運営に必要な税金を確保するための参考値であり、法定外繰入解消への圧力とは考えておりません。

4 項めは、保険料水準統一の達成年度、達成に向けた取組、平準化に向けたプランの作成など方針に沿って進んでいるのか、についてであります。

現在、北海道国民健康保険市町村連携会議において道内の市町村との意見交換を行い、本年9月に運営方針素案（案）を策定し、北海道国民健康保険運営協議会での審議を経て素案が確定し、令和5年12月13日よりパブリックコメントの実施や、全道各市町村への意見照会を行っているところであります。

この中で、令和12年度を目途に保険料水準の統一を目指すものとされており、その過程において賦課方式を令和9年度から所得割・均等割・平等割の3方式に統一することを目指しているため、本町の賦課方式について、資産割を段階的に廃止するよう準備を取り進めているところであります。

5 項めは、町村独自の保険税ではなく、将来的には完全統一を目指すとしているのか、についてであります。

北海道国民健康保険運営方針素案で示している保険料水準の統一につきましては、市町村間の保険料の違いなど市町村国保が抱える構造的な課題に対し、負担の公平化を進めるため、将来的に同一都道府県において、同じ所得水準、同じ世帯構成であれば、同じ保険料水準を目指すこととしております。

6 項めは、町も繰入解消目標を立てているのか、についてであります。

法定外繰入金については、運営方針素案において、一般会計からの繰入金のうち、収支不足に伴う決算補填目的のもの、保険者の政策によるもの、過年度の赤字によるものが該当するものとされており、町では現在、法定外の繰入を実施していないことから、繰入解消の目標を立てるには至っておりません。

7 項めは、町における国保加入者の所得階層別区分と加入者数、現在の国庫負担率についてであります。

国保加入者の所得階層別区分については、令和5年12月12日現在で15万5千円未満の所得階層は1,351人、15万5千円以上313万円未



満の所得階層は295人、313万円以上498万5千円未満の所得階層は111人、498万5千円以上743万5千円未満の所得階層は56人、743万5千円以上の所得階層は65人となっており、岩内町国民健康保険被保険者数は1,878人となっております。

また、国が示しております市町村国保の財源構成における国庫負担率は、32%となっております。

8項めは、国保加入者の平均所得と、平均所得が下がっているのは加入者の貧困化を表すものではないのか、についてであります。

国保加入者の直近3か年の平均所得は、令和3年12月末で64万1千円、令和4年12月末で67万4千円、令和5年12月12日現在で77万8千円と増加傾向で推移している状況となっております。

9項めは、町の保険給付費の減少は、貧困下による受診控えにつながっているのではないのか、についてであります。

岩内町国民健康保険の保険給付費の直近3か年の推移は、令和3年度、8億5,506万1千円、令和4年度、9億3,728万9千円、令和5年度は見込みとなりますが、9億4千万円で推移しており、保険給付費は増加傾向となっております。

この傾向につきましては、様々な要因が想定されますが、主に新型コロナウイルス感染症の拡大により続いておりました受診控えによる保険給付費の抑制傾向が、新型コロナウイルス感染者の減少に伴い、緩和された影響が大きいものと分析しております。

10項めは、市町村との合意がなければ保険料の統一への議論は進まないことになるのではありませんか。町は保険料水準の統一化が住民にどのような影響を与えるのか調査し、住民に知らせる必要があるのではないのか、についてであります。

令和5年6月に国が示した都道府県国民健康保険運営方針策定要領においては、国から都道府県に対しての地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言であると認識しており、これに基づき、北海道が市町村等との連携会議の開催や、市町村への意見聴取などが求められることとなっております。

また、都道府県の運営方針案を策定するにあたり、市町村の同意がなければならぬものではないが、できる限り市町村の意見を尊重するものとされております。

こうしたことから、北海道においては、道内全市町村が参加する北海道国民健康保険市町村連携会議を設置し、北海道と市町村の意見交換を重ねる中で、この度の運営方針素案が示されたところであります。

現在、北海道の責任において全道民に向けた運営方針素案に対するパブリックコメントが実施されており、併せて全道の市町村にも意見照会が行われておりますので、町といたしましては、この運営方針素案の内容を慎重に検討し、回答するよう取り進めるとともに、今後、保険料水準の統一に向けての税率改正に際しましては、町広報紙やホームページを活用した町民への周知等に配慮して参ります。

11項めは、ガイドラインが示す統一化は、住民負担増に直結するという点ではないのか、についてであります。

北海道国民健康保険運営方針素案の目指す姿といたしましては、全道どこに住んでいても同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料負担となるよう、市町村が定める保険料率が、北海道が示す標準保険料率と同率となることを保険料水準の統一と定義づけており、令和12年度を目途に保険料水準の統一を目

指すものと位置付けております。

保険料水準の統一に向けた課題として、資産割の廃止や賦課限度額の統一、歳入・歳出の共通化、市町村間の収納率差による保険料負担の公平化、法定外繰入の解消など、様々な課題を段階的に解決した上で保険料水準の統一の実現を目指しており、必ずしも住民負担増に直結するものではないものと認識しております。

1 2 項めは、各市町村の政策判断により積極的に行われている法定外の一般会計繰入は解消・削減すべき対象ではない、町の認識についてであります。

法定外繰入金については、運営方針素案において、収支不足に伴う決算補填目的のもの、保険者の政策によるもの、過年度の赤字によるものが該当するものとされており、段階的な解消に向けた取組が必要とされております。

また、各市町村が条例の規定に基づき行っている国保税の減免については、今後その運用や負担軽減に要する費用の算定方法等を共通化するための枠組みが検討されていくものと認識しております。

1 3 項めは、町の国保税滞納世帯数、滞納金額、短期保険証及び資格証明書の発行数についてであります。

令和5年12月12日現在での国保税滞納世帯数は354件で、滞納額は、現年度分・過年度分を合わせて6,066万3千円、短期保険証の交付件数は20件、資格証明書は交付しておりません。

1 4 項めは、保険料水準の統一化、完全統一を目指すのではなく、繰入の維持とともに、低所得世帯、子育て世帯、障がい者世帯、障がい児のいる世帯、ひとり親世帯などへの減免等、住民の意思に基づいて行われる住民自治と、国から独立した団体に委ねられている団体自治など、地方自治の本旨に基づく施策こそ必要ではないのか、についてであります。

保険料水準の統一については、国のガイドラインに基づき、市町村間の保険料の違いなど、市町村国保が抱える構造的な課題に対し、負担の公平化を進めるため、将来的に保険料水準の統一を目指すこととしており、北海道国民健康保険運営方針素案に位置付けられております。

また、保険料水準の統一に向けて、様々な課題がある事も認識しており、とりわけ、誰にでも一時的に保険料を納めることができない事情は起こり得ることも想定されることから、このような場合の減免に関する運用や、その負担軽減に要する費用の算定等についても、全道で共通化する必要があるものと考えております。

いずれにいたしましても、真に医療を必要としている方が、いつでも安心して医療サービスを受けることができる環境を持続するためにも、北海道全域における安定的な財政運営及び事務の広域化や効率化を推進できるよう、国民健康保険の運営に関する統一的な指針となる北海道国民健康保険運営方針に基づき、将来的な保険料水準の統一を目指すことは、町としても健全な国保運営を持続していくうえにおいて、必要であると判断しております。

## < 再 質 問 >

令和12年度を目途に保険料水準の統一を目指す、その過程において賦課方式を令和9年度から所得割、均等割、平等割の3方式に統一を目指し、町は資産割を段階的に廃止など準備を進めるとした。また、保険料水準の統一は、負担の公平化を進めると言うが、国保税滞納世帯数は354件、滞納額は現・過年度分合わせて6,066万3千円。短期保険証発行交付は20件です。

保険料の統一は、ますますこうした保険者負担が増えるのではないのか。

**【答 弁】**

**町 長：**

保険料水準の統一については、国のガイドラインに基づき、市町村間の保険料の違いなど、市町村国保が抱える構造的な課題に対し、負担の公平化を進めるため、将来的に保険料水準の統一を目指すこととしております。

また、保険料水準の統一に向けた課題として、資産割の廃止や賦課限度額の統一、歳入・歳出の共通化、市町村間の収納率差による保険料負担の公平化、法定外繰入の解消など、様々な課題を段階的に解決した上で、保険料水準の統一の実現を目指しており、必ずしも住民負担増に直結するものではないものと認識しており、合わせてこのことが、滞納世帯の増加につながるものとは考えておりません。